

令和 5 年杉並区中小企業光熱費高騰緊急対策助成金サポートサービス注文書

令和 5 年 月 日

受任者

住 所 東京都中野区沼袋 1 丁目 29 番 15 号

氏 名 北原 伸介 (行政書士 21082410)

上記の者に、令和 5 年 10 月 1 日から杉並区により実施される、杉並区中小企業光熱費高騰緊急対策助成金の申請に対する役務を下記の条件で委任します。

記

委任する事項（該当項目に <input checked="" type="checkbox"/> ） （金額は税込、役所手数料込み）	<input type="checkbox"/> 登記事項全部証明書取得（1600 円） <input type="checkbox"/> 法人事業税・特別税納税証明書及び法人都民税の取得（3300 円） <input type="checkbox"/> 申請書の作成（3000 円） <input type="checkbox"/> 上記すべてを含み代理人として申請すること。（助成額の 10 パーセント）	<input type="checkbox"/> 個人事業税の納税証明書の取得（2300 円） <input type="checkbox"/> 申請書の作成（3000 円） <input type="checkbox"/> 上記すべてを含み代理人として申請すること。（助成額の 10 パーセント）
証明書の納期について	・依頼の日の翌月曜日に取得し、郵送又は持参により納品。	
代金の支払について	・証明書納品後 2 週間以内に銀行振込で決裁。代理人申請は助成金の振込完了後 3 週間以内に銀行振込で決裁。振込手数料は依頼人が負担とする。 ・代理人申請は成功報酬とする。すなわち、助成を受けられなかった場合には依頼人の費用の負担はない。ただし、申告内容に虚偽の事実があることを原因とする場合には、納税証明書の取得代金、申請書の作成代金を支払わなければならない。	
契約の解除について	・受任者が書類の作成、取得を終えるまでは委任者からの解除の申出が可能とする。この場合において、証明書の取得代金等完了した役務がある場合代金を支払わなければならない。	

委任者

住 所

事業者名及び代表者名

印